

第53期 活動計画



2020年 9月 1日

株式会社 大勝 安全衛生協力会

基本方針

1. 安全衛生協力会自主運営体制の推進
2. 現場RKYの徹底
3. 安全衛生責任者による安全衛生管理
4. 安全目標と対策

1. 安全衛生協力会自主運営体制の推進

協力会自主活動推進

啓蒙・支援活動推進

作業員管理の徹底（作業員名簿の適正管理）

2. 現場RKYの徹底

- ・安全ミーティング日報の現場RKYの質の向上
- ・3つのリスク低減対策の実行

3. 安全衛生責任者による安全衛生管理

安全衛生責任者(職長)の自主安全衛生活動

- ・職長安全担当者のパトロール推進
- ・ひと声かけ運動(相互注意喚起)
- ・現場RKYの実施と3つのリスク低減対策実行

4. 安全目標と対策

- ・墜落、転落災害撲滅
　　<墜落制止用器具の普及とスラブ端部手摺>
- ・切れ、こすれ(電動工具)災害低減
- ・挟まれ、巻き込まれ(重機)災害撲滅

株式会社大勝の『安全衛生管理計画』の方針を受け、安全衛生協力会が担うべき安全衛生管理活動を株式会社大勝と一体となり実践する。

1. 安全衛生協力会自主運営体制の推進

安全衛生委員会を中心に自主運営を進め、安全管理活動に寄与する。

(1) 自主パトロールの実施

① 協力会会員による安全パトロール実施(年4回)

② 事業主パトロールの徹底(災害防止協議会等)

(2) 啓蒙活動

① 安全週間など全国的運動の協力・啓蒙
(垂れ幕・ポスター、マルカツドリンク配布と参加)

② 全衛生協力会が推進する活動の広報

③ 安全衛生標語ポスター作成



(3) 支援活動

安全意識の喚起、作業環境の改善、ルール徹底のための支援を実施する。

(4) 作業員管理の徹底

作業員の健康管理(日々および私病)、資格、免許、社会保険、
、就業許可等、リアル管理の指導

2. 現場RKYの徹底

災害速報など、災害事例による、より身近な「リスク」の再認識、再抽出から始まり、事例から、実行性の高い「リスク低減対策」の立案・樹立に努める。

(1) 「リスク」の洗い出し徹底 危険を見逃すな！

(2) リスクの「見積」 危険を軽視するな！

(3) 対策立案優先順位付け 最も危険な作業はなんだ！

(4) 「リスク低減対策」立案 絶対に事故を起こさない！

職長をリーダーとする現場RKYを実施し、毎日の作業内容、作業環境に合ったRKYにより現実的な3つのリスク低減対策を作り、これを作業員全員が理解し、実施する。

3. 安全衛生責任者による自主安全衛生活動

安全衛生協力会の施策を現場で担うのが安全衛生責任者(職長)である。職長がその責任と役割を再認識し、実践することが最も重要なものである。実施内容を具体的に提示するとともに、協力会は職長をバックアップする

(1) 職長実施事項

① 職長安全担当者のパトロールの実施

職長会の指名した安全当番が、原則毎週火曜日、職長パトロールを実施する。

② 「ひと声掛け運動」の推進

職長は率先して「一声かけ運動」を実践し、業者間のコミュニケーションを図るとともに、相互注意喚起による事故・災害の防止に努める。

③ 現場RKYの実施



(2) 協力会支援

① 啓蒙ポスター、RKYボード、フォルダー、職長ヘルメット等 備品類の支給支援

② 熱中症対策

ドリンクパウダー、ジャグ、製氷機、ミストシャワーおよびスポーツドリンク格安販売の支給支援

③ 職長特別教育、事業主研修等 資格、教育の開催



4. 安全目標と対策

(1) 墜落・転落災害の撲滅

- ① 墜落制止用器具の普及
- ② 使用者による、足場および、作業場所の点検
- ③ スラブ端部の墜落防止措置の点検（不備であれば作業を行わない）

(2) 切れ・こすれ(電動工具)災害低減<RKY>

- ① 使用前点検の徹底(カバー等保護装置の作動)
- ② 違法使用の禁止
- ③ 正しい姿勢の作業

(3) 挟まれ・巻き込まれ(重機)災害撲滅<作業計画>

- ① 重機等作業計画書の作成・活用の徹底
- ② 重機作業半径内立入禁止措置の徹底
- ③ オペレーターの作業員監視義務と蛍光ベスト等着用に見える化推進

5. その他継続的活動

- (1) 墜落転落防止措置と危険箇所立入禁止指導の徹底
- (2) 法改正による足場点検の徹底
- (3) 3尺以下脚立の持込禁止、8尺以上脚立の許可制定書の徹底
- (4) 脚立の正しい使用方法の周知と無印脚立等の使用禁止徹底
- (5) 防犯対策、熱中症対策



6. 墜落制止用器具(二丁掛・ハーネス型 墜落制止用器具)の普及促進

- (1) 二丁掛け・ハーネス型 墜落制止用器具の普及促進の啓蒙活動
- (2) 安全パトロール時等の指導および墜落制止用器具点検
- (3) スラブ端部の墜落防止手摺設置 点検の徹底



7. 計画と実施

上記活動計画を専門部会において検討し実施計画を作成しこれに基づき実施する。
責任分担は下記の通り。

総務部会：委員会運営、会則管理、広報活動、事業主教育、職長教育、特別教育、
リスクアセスメント

安全部会：安全パトロール、一声掛け運動、点検の徹底、職長会支援、職長パトロール支援、
熱中症対策、防犯対策

8. 成果の確認と継続的な改善

実施状況は、安全衛生委員会において各部会長が報告し、委員会の評価を受ける。委員会は常に継続的改善を目的として、次年度の活動計画に反映する。
期末においてその成果、まとめ、総会において会員へ報告する。

以上